

警告！

違法薬物の輸入、所持、使用等は、
日本では法律により処罰の対象となります。

例えば、以下の違法薬物を所持・輸入した者は処罰の対象となります。

※ 日本における大麻の使用、および日本からの新精神活性物質(NPS)の輸出は、現行法では禁止されていません。



覚醒剤
(メタンフェタミン アンフェタミン)



大麻、マリファナ、麻



コカイン



ヘロイン



MDMA



NPS

以下のものは違法となる可能性があります。

大麻を使用して作られたさまざまな食用製品に注意してください。
これらの製品は、日本以外の一部の国や地域でも合法的に入手可能です。

例: クッキー、バター、ケーキ、大麻から製造された医薬品など



罰則(例)

密輸：7年以下の懲役
所持：5年以下の懲役

適用される法律や罰則は薬物によって異なります。

〈参考リンク〉 [Stimulants](#) [Cannabis](#) [Narcotics and Psychotropics](#) [NPS](#)

警告！

麻薬密輸は重大な犯罪です。
違反者は使用者や金額に関わらず厳罰に処されます。

麻薬密輸事件の多くは、恋人、友人、知人、あるいは
全くの他人から始まります。

以下は、あなたが知らないうちに麻薬密輸業者(いわゆる
「麻薬ミュール」)として活動するよう勧誘される可能性が
ある典型的なシナリオです。

- ✓ 誰かの荷物、私物、お土産を運ぶように頼まれたことがありますか？
- ✓ 電話、電子メール、ソーシャルメディアで連絡を受けたり、
海外での仕事、財産の所有権、または書類や品物の国際
輸送の依頼を受けたことがありますか？
- ✓ 誰かがあなたに無料の海外旅行を勧めたことがありますか？
これらの要求は無害に見えるかもしれません、誰かが
意図的に麻薬密輸にあなたを勧誘している兆候を示している
可能性もあります。

うますぎる話には注意してください。



お知らせ！ 大麻

大麻およびその製品の輸入の禁止

大麻の栽培と大麻製品の輸入は日本の法律で処罰の対象となります

●大麻



●大麻製品 ※(画像は一例です)

※大麻製品には、大麻植物の成長した茎とその製品(樹脂を除く)および大麻製品の種子を除く、大麻を使用したすべての製品が含まれます。



大麻または大麻製品の輸入は医療用途を含めて禁止されています。

※大麻研究者の認定を受けた場合を除く



●大麻取締法の罰則

<https://www.japaneselawtranslation.go.jp/ja/laws/view/2594>

輸入: 7年以下の懲役

(営利目的: 10年以下／罰金300万円以下)

所持: 5年以下の懲役

(営利目的: 7年以下の懲役／200万円以下の罰金)

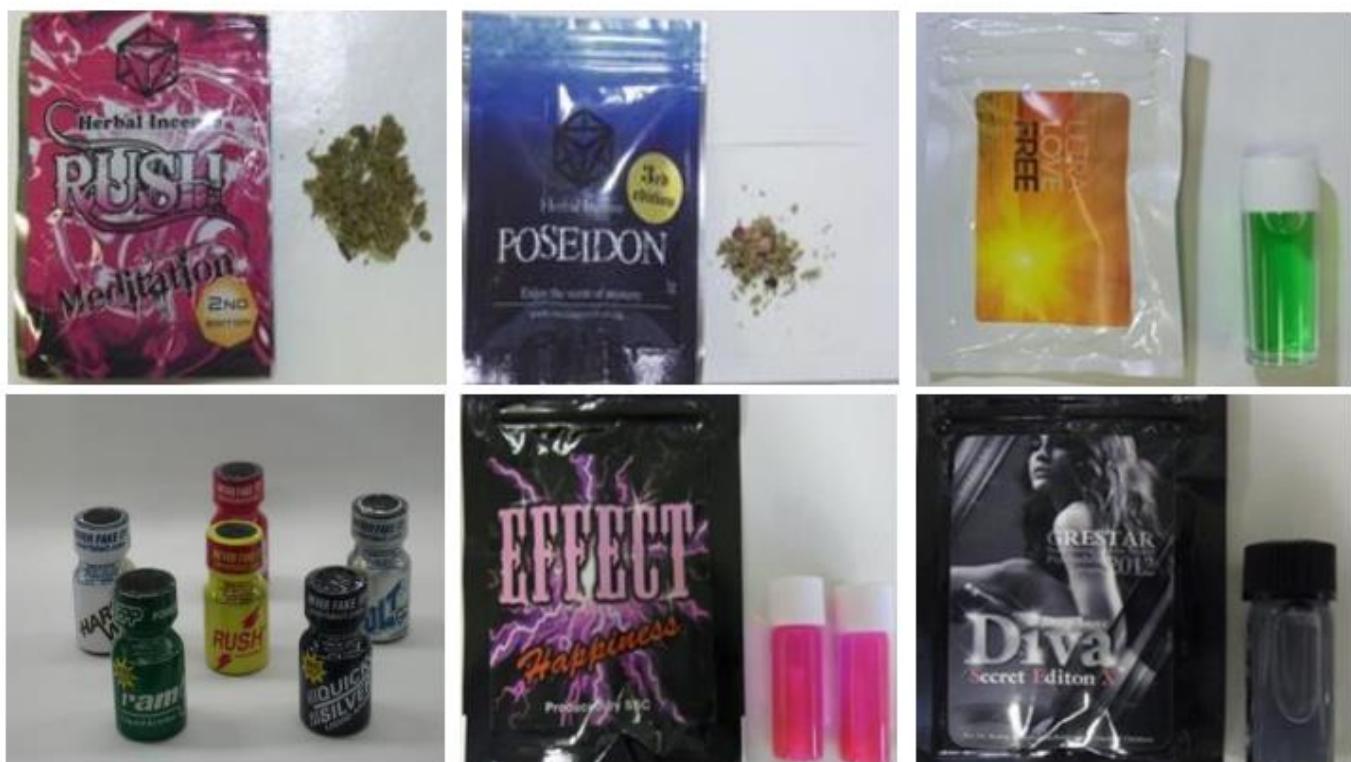


お知らせ！ デザイナードラッグ/NPS

*新規精神活性物質(NPS)とは、純粹な形または調製された乱用物質であり、精神毒性を有し、公衆衛生に脅威をもたらす可能性があります。

「ラッシュ」などの2,000以上のデザイナードラッグ/NPSが、日本の法律により違法薬物に指定されています。

これらの物質の輸入、所持、使用は、日本の法律により処罰の対象となります。



これらの物質のリストは、厚生労働省が提供する以下のウェブサイトで入手できます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iyakuhin/yakubuturanyou/gyousei-gaikyo/torishimari_00002.html





お知らせ！ 処方されたオピオイド

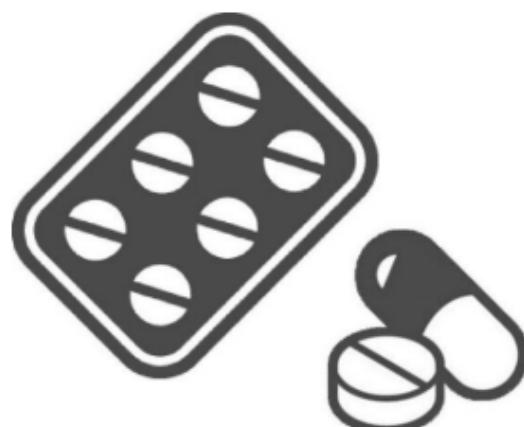
オピオイドの輸入は日本の法律によって制限されています。

処方されたオピオイドを日本に持ち込む場合には、事前に日本政府の許可を得る必要があります。

事前の許可がなければ、入国時点で逮捕される可能性があります。

例：

オキシコドン
ヒドロコドン
コデイン



輸入許可申請手続きの詳細については、以下の厚生労働省のホームページをご覧ください。

<http://www.ncd.mhlw.go.jp/en/application.html>

